

# 建設企業常任委員会会議記録

日 時 令和5年3月16日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時 0分 散会

## 付託事件

議案第16号，議案第19号中第1表中歳出中第3款中建設企業委員会所管分，第4款中建設企業委員会所管分，第8款及び第11款中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款，議案第23号，議案第29号，議案第30号，議案第33号中第2表継続費補正中第8款，議案第37号，議案第38号，議案第40号，議案第41号，令和5年陳情第4号

## 1 本日の会議に付した事件

### (1) 議案審査

- ① 議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例
- ② 議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分，第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分，第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）
- ③ 議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ④ 議案第29号 令和5年度水戸市水道事業会計予算
- ⑤ 議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑥ 議案第33号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第11号）中第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑦ 議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）
- ⑧ 議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）
- ⑨ 議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑩ 議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）

### (2) 陳情審査

- ① 令和5年陳情第4号 東前第二土地区画整理事業の公平公正な事業執行及び事業の早期完了について

## 2 出席委員（7名）

委員長	綿 引 健 君	副委員長	滑 川 友 理 君
委員	中 庭 次 男 君	委員	田 口 文 明 君
委員	鈴 木 宣 子 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

建設部長	大和直文君	建設部技監兼 建設計画課長	上田航君
建設部技監兼 道路建設課長	松葉光隆君	建設部技監兼 生活道路整備 課長	有金正義君
建設部技監兼 河川都市排水 課長	大山裕己君	建設部技監兼 土木補修事務 所長	川又弘一君
建設部技監兼 内原建設事務 所長	谷萩幸治君	道路管理課長	丹治雅人君
建築課長	大和田聡君		
都市計画部長	加藤久人君	都市計画部技監兼 泉町周辺地区 開発事務所長	大森幹司君
都市計画課長	平澤俊之君	建築指導課長	井原孝志君
公園緑地課長	鶴井昭宏君	市街地整備課長	小田切幸司君
住宅政策課長	砂川和敏君		
上下水道事業 管理者	荒井宰君		
水道部長 (水道総務課長 事務取扱)	関谷勇君	水道部参事兼 経理課長	梶山哲君
水道部技監兼 給水課長	梶山学君	水道整備課長	杉山健一君
浄水管理事務 所長	林忠勝君		
下水道部長	坪貴之君	下水道部参事兼 下水道管理課長	鬼澤英一君
下水道整備課長	小田博之君	集落排水課長	久木崎隆君
下水道施設 管理事務所長	渡邊基弘君		

6 事務局職員出席者

法制調査係長	武田侑未子君	書記	昆節夫君
--------	--------	----	------

午前10時 0分 開議

○綿引委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設企業委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表及び請願陳情文書表のとおり、議案第16号ほか9件、それに陳情1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行いまして、20日月曜日に御意見等を伺った後、採決を行い、しかる後に陳情審査を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第16号ほか9件を一括議題としたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次提出議案の説明を願います。

なお、2月21日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて御説明をお願いいたします。

それでは、初めに、議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例について、執行部から説明をお願いいたします。

井原建築指導課長。

○井原建築指導課長 おはようございます。よろしくお願ひいたします。

議案書①の95ページをお開き願います。

市議会議案第16号 水戸市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

こちらにつきましては、参考資料として御提出しております、建築指導課が作成した建設企業委員会資料①を用いて御説明いたします。

1の改正理由ですが、市街化調整区域において企業誘致のさらなる推進を図ることを目的に、工場施設等の立地を可能とする区域を指定するなどの関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容の(1)ですが、都市計画法第34条第12号の条例で定める開発行為に、市長が指定する土地の区域内において、工場施設、流通業務施設、研究開発施設の建築を目的として行う開発行為のうち規則で定める要件に該当するものを新たに追加して、市街化調整区域での許可の対象といたします。

(2)ですが、区域を市長が指定する場合の手續等につきまして、条例第3条第2項から第4項までの規定を準用する旨を定めるものでございます。

3の施行期日は、令和5年4月1日といたします。

次に、資料の3ページの新旧対照表を御覧ください。

第6条に第2項を新設して、開発許可を認める上での区域の要件と開発行為の要件をそれぞれ規定いたします。

区域の要件につきましては、第6条第2項第1号から第3号までの要件を満たす土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域と定めます。

第1号には、インターチェンジから3キロメートル以内であること、第2号には、土地の区域面積が5万平方メートル以上で、一団の土地としての利用が見込めること、第3号には、幅員9メートル以上の道路に接していることと規定します。

また、第6条第2項の2行目の括弧書きでございますが、政令に基づいて、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、浸水する深さが3メートル以上の洪水浸水想定区域などの災害のおそれのある区域や、保安林の農振農用地、風致地区を区域指定の対象から除外するようにしております。

開発行為の要件につきましては、第6条第2項の4行目から規定しております工場施設、流通業務施設または研究開発施設の建築を目的とした開発行為で、規則で定める要件に該当するものと規定します。

規則に定める要件といたしましては、工場施設であれば、製造業、流通業務施設で言えば、運輸業、倉庫業など具体的に定める業種に該当すること。また、騒音、振動、ばい煙、粉じん、悪臭等に対する環境保全対策を講じていることなどを条例施行規則にあわせて規定することを予定しております。

次に、第3項でございます。こちらも新設するものですが、市長が区域を指定する場合の手続等について、既に規定している第3条を準用する旨の規定でございます。

具体的には、指定をしたときは、市長はその旨を告示して指定した区域を示した図書を閲覧できるようにすること、告示後にその効力が生じること、区域を変更した場合も同様であることを規定しています。

続きまして、4ページでございます。

第7条でございますが、こちらは開発行為の許可ではなく、建築許可を必要とする場合の規定で、建築許可の場合においても、第6条第2項に該当するものを許可の対象とするよう、第7条に追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。

参照条文を記載しております。

1の都市計画法第34条でございます。

内容は、市街化調整区域での開発行為は、第34条第1号から第14号のいずれかに該当する場合でなければ、許可をしてはならないと規定されております。

本案件は、そのうちの第12号に基づきまして、周辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域において行うことが困難と認められる開発行為として条例に定めるものでございます。

2の都市計画法施行令でございます。

第8条及び第29条の9に規定されている区域を条例で規定する区域には含めないように規定されております。この都市計画法施行令ののっとりまして、先ほど申し上げた洪水浸水想定区域や農振農用地などの区域を、条例で指定する区域の対象から除外しております。

3番は、条例の第3条で第2項から第4項に、市長が区域を指定した場合の告示等について規定しております。今回の区域の指定におきましても、この規定を準用することとしております。

資料①の最後のページにA4判の地図を載せております。この条例改正案が議決された場合におきまして、条件を満たす土地に対して市長が区域を指定できるようになりますが、地図に示した水戸市下野町の土地を区域として指定することを予定しております。

当該地は、茨城町西インターチェンジから3キロメートル以内に位置しておりまして、面積は約16万平方メートル、幅員9メートル以上の県道玉里水戸線に位置している土地でございます。

資料①の説明は以上でございます。

また、さきの建設企業委員会におきまして、資料の請求がございました。追加の資料として建築指導課が作成いたしました建設企業委員会資料②を提出しておりますので、御参照願います。

1ページから8ページまでございまして、各ページに水戸インターチェンジをはじめとする水戸市内及び隣接市町の計8か所のインターチェンジを中央に示しておりまして、まず、赤い破線でございます。赤い破線は、インターチェンジから3キロメートルの範囲を示しております。

[発言する者あり]

**○井原建築指導課長** 改めて、資料②のほうの説明をさせていただきます。

1ページから8ページまでございまして、水戸インターチェンジをはじめとする水戸市内及び隣接市町の計8か所のインターチェンジをそれぞれのページの中央に示しております。

まず、赤い破線でございますが、インターチェンジから3キロメートルの範囲を示しております。

続きまして、青い実線でございますが、幅員9メートル以上のインターチェンジに接続する道路を示しております。

続きまして、オレンジ色でございますが、先ほど申し上げた区域の指定の対象から除外しております農振農用地、浸水想定区域等を表示しております。資料の作成上、色の濃淡が出ておりますが、色の濃淡については特に意味はございませんで、2つ以上の区域が重複していると色が濃く表示されているものでございます。

それから、グレーの色は市街化区域を表示しておりまして、今回の区域指定の対象とはなっておりません。

左下の目盛りの隣に正方形が示してあります。約5ヘクタールと書かれておりますものは、この地図上の5万平方メートルの大きさを示したものでございます。

このたびの条例案が議決された場合には、赤い円の内側で、青い道路に接している土地で、なおかつオレンジ色やグレーに着色されていない土地で5万平方メートル以上の一団としての利用が見込める土地が区域の指定の対象になります。区域の指定をした土地につきましては、工場及び流通業務施設等の開発行為の許可の対象となることとなります。

資料の説明は以上でございます。

**○綿引委員長** 次に、議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中建設企業委員会所管分、第4款（衛生費）中建設企業委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中建設企業委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）について、執行部から御説明をお

願いたいします。

初めに、第3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費中建設企業委員会所管分について、平澤都市計画課長、願いたいします。

○平澤都市計画課長 それでは、よろしく願いたいします。

議案第19号 令和5年度水戸市一般会計予算について、御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書②令和5年度予算に関する説明書を御覧願います。

ページは130ページから131ページでございます。

130ページ中段、3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、建設企業委員会所管分でございますが、前年度比33.9%の減でございます。

131ページの説明の欄を御覧ください。

上から3番目の丸でございます。住宅救助経費といたしまして、民間住宅を借り上げて被災者に提供する事業及び被災者が被災住宅を復興するために借入れを行った場合に、利子を補給する事業を実施したものでございます。

主な減額の理由といたしましては、期間満了に伴う対象世帯の減少によるものでございます。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、第4款衛生費、5項上水道費について、関谷水道部長、願いたいします。

○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱） 次に、同じく議案書②の150、151ページをお開き願います。

中段の4款衛生費、5項上水道費、1目上水道費につきましては、水道事業会計への繰出金でございます。水道施設の災害・安全対策事業に係る事業費及び地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費としまして2,230万円を計上するもので、これまで年次的に進めておりました耐震型循環式飲料水貯水槽の整備が令和4年度で完了することに伴い、前年度比72.8%の減としております。

以上でございます。

○綿引委員長 次に、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について、上田技監兼建設計画課長、願いたいします。

○上田建設部技監兼建設計画課長 建設計画課でございます。よろしく願いたいします。

引き続き議案書②の166、167ページをお開き願います。

それでは、下段の表でございます。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員給与費及び建築事務に要する経費でございますが、前年度比2.2%の増となっております。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、2目建築指導費について、平澤都市計画課長、願います。

○平澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

2目建築指導費でございますが、前年度比40.7%の増でございます。

内容につきましては、建築指導に要する職員給与費をはじめ、建築確認等経費及び開発許可経費に要する費用でございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、2項道路橋りょう費及び3項河川費について、上田技監兼建設計画課長、お願いいたします。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** それでは、168ページ、169ページをお願いいたします。

表の下段になります。8款土木費、2項道路橋りょう費についてでございます。1目道路橋りょう総務費につきましては、職員給与費のほか、ページを返していただきまして、170、171ページをお願いいたします。

道路管理経費につきましては、施設の光熱水費や清掃委託、道路点検などに要する費用となっているほか、道路台帳整備経費につきましては、道路台帳を補正するための委託に要する費用となっております。

1目道路橋りょう総務費全体で、前年度比15%の増となっております。

次に、表の下段、2目道路橋りょう維持費につきましては、舗装道維持補修費としまして、道路や側溝の清掃のほか、舗装補修、側溝修繕などの費用を計上してございます。

次に、交通安全施設維持補修費につきましては、主に道路の除草、街路樹の剪定等を行うほか、区画線の設置などに要する経費となっております。また、橋りょう維持補修費につきましては、橋りょうの長寿命化に関するものとなっております。

2目道路橋りょう維持費全体で、前年度比0.3%の減となっております。

次に、ページを返していただきまして、172、173ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費につきましては、職員給与費のほか、道路新設改良事業費につきましては、酒門358号線のほか5路線の工事と4路線の用地補償等に要する経費となっております。

次の側溝新設改良事業費につきましては、延長930メートルの側溝整備及び25か所の集水ます設置に要する費用となっております。

次の狭あい道路及び後退敷地整備事業費につきましては、河和田43、44、46、140号線のほか10路線の工事費及び19路線の測量等に要する費用となっております。

次の認定外道路整備事業費につきましては、延長927メートルの舗装に要する費用でございます。

次の内原地区における道路新設改良事業費につきましては、内原6-0007号線のほか5路線の工事、4路線の用地補償等に要する経費となっております。

3目道路新設改良費全体で、前年度比7.7%の減となっております。

次に、表の下段、4目交通安全施設整備費でございます。交通安全施設整備事業費につきましては、歩道新設改良工事をはじめ、ガードレール、カーブミラーの設置など交通安全施設の整備に要する経費となっております。前年度比16.9%の減となっております。

次に、ページを返していただきまして、174、175ページをお願いいたします。

5目橋りょう新設改良費につきましては、新北川橋のほか3橋の長寿命化に要する費用となっております。前年度比5.7%の減でございます。

続きまして、表の下段、3項河川費について、御説明いたします。

1目河川総務費につきましては、職員給与費のほか、河川維持管理経費につきましては、水戸市の管理河

川の除草及び修繕工事等に要する経費、また、河川事務費につきましては、那珂川クリーン作戦に要する費用となっており、前年度比5.2%の増でございます。

ページを返していただきまして、176、177ページをお願いいたします。

2目排水路費につきましては、市街化調整区域内の雨水を排除し、浸水箇所の解消を図るための経費と施設の維持管理に係る費用でございます。排水路整備事業費につきましては、元石川町のほか10か所の工事や実施設計等の委託に要する費用となっております。

次の排水路維持管理経費につきましては、排水機場の点検や排水路及び調整池の除草等に要する委託に必要な経費でございます。

2目排水路費全体で、前年度比47.5%の増となっております。

次に、3目河川改良費につきましては、河川改良に要する経費でございます。前年度比42.6%の増でございます。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費及び2目土地区画整理費について、平澤都市計画課長、お願いいたします。

○**平澤都市計画課長** 続きまして、同ページ、176ページから177ページ、最下段でございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費について、御説明いたします。

前年度比46.4%の減でございます。

内容につきましては、都市計画行政に要する職員給与費、都市計画行政に要する会計年度任用職員給与費、ページを返していただきまして、178ページ、179ページでございます。都市景観経費、水戸駅北口広場の維持管理に要する経費、赤塚駅周辺施設等の維持管理に要する経費、市街地整備推進事業に要する経費、泉町周辺地区整備事業に要する経費、水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業に要する経費、ページを返していただきまして、180ページ、181ページでございます。内原駅周辺地区整備事業に要する経費などがございます。

続きまして、2目土地区画整理費でございますが、前年度比25.4%の減でございます。

内容につきましては、東前第二土地区画整理事業会計への繰出金に要する費用でございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、3目公共下水道費について、鬼澤参事兼下水道管理課長、お願いします。

○**鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長** 続きまして、3目公共下水道費につきましては、下水道事業会計への繰出金であり、54億9,900万円を計上し、前年度比9.2%の増でございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、4目街路整備費及び5目都市下水路費について、上田技監兼建設計画課長、お願いします。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** 引き続きよろしく申し上げます。

4目街路整備費について、御説明いたします。

街路整備事業費につきましては、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線のほか2路線の工事及び用地



補償等に要する経費でございます。前年度比100.5%の増となっております。

続きまして、182ページ、183ページをお開き願います。

5目都市下水道費につきましては、市街化区域内の雨水を排除し、浸水箇所の解消を図るための経費及び施設の維持管理に必要な経費でございます。都市下水道整備事業費につきましては、元吉田町のほか6か所の工事や調査委託等に必要な経費となっております。

また、都市下水道維持管理経費につきましては、施設などの維持管理に必要な経費となっております。5目都市下水道費全体で、前年度比3.7%の増となっております。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、6目公園費、7目緑化推進対策費及び5項住宅費について、平澤都市計画課長、お願いいたします。

○**平澤都市計画課長** 引き続き182ページ、183ページでございます。

6目公園費についてでございますが、前年度比26.4%の増でございます。内容につきましては、公園行政に要する職員給与費をはじめ、都市公園等の維持管理に要する公園等管理経費、千波公園をはじめとする都市公園などの整備に要する公園建設事業費、ページを返していただきまして、184ページから185ページでございます。千波湖浄化に要する経費などがございます。

主な増額の理由といたしましては、公園建設事業の進捗によるものでございます。

続きまして、7目緑化推進対策費について、御説明いたします。前年度比1.2%の減でございます。

内容につきましては、緑化推進対策経費といたしまして、保存樹等の指定制度に要する経費、生垣設置奨励補助金等がございます。緑化基金管理経費につきましては、利子を積み立てるものでございます。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費について、御説明いたします。前年度比4.5%の増でございます。

内容につきましては、住宅行政に要する職員給与費をはじめ、住宅管理経費といたしまして、指定管理者への委託等に要する経費、ページを返していただきまして、186ページ、187ページでございます。住宅政策推進経費といたしまして、子育てまちなか住宅取得補助金等に要する経費でございます。

続きまして、2目住宅建設費について、御説明いたします。前年度比4.1%の減でございます。

内容につきましては、住宅整備事業費といたしまして、市営住宅長寿命化改修事業に要する経費でございます。主な減額の理由といたしましては、委託の減少によるものでございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、第11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費及び第2表継続費中第8款土木費、3項河川費について、上田課長、お願いいたします。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** 続きまして、議案書②の220、221ページをお開き願います。

上から3番目の11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、科目設定となっております。

続きまして、継続費について、御説明いたします。お手数ですが、236ページ、237ページをお開き願います。

上から3番目でございます。8款土木費、3項河川費、元石川町排水路整備事業費につきましては、工事期間が長期になることから、令和5年度から令和6年度の2か年の工事継続費とするもので、推進工法により、内径2,200ミリメートルの管を延長150メートル埋設する工事となっております。年割額につきましては、令和5年度1億4,000万円、令和6年度2億1,000万円、合計3億5,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、4項都市計画費中、内原駅北側自由通路建設事業について、平澤課長、お願いします。

○**平澤都市計画課長** 同じく継続費のうち8款土木費、4項都市計画費でございます。

恐れ入ります、ページを返していただきまして、238ページから239ページを御覧ください。

表の最上段のところでございます。内原駅北側自由通路建設事業につきましては、期間を令和5年度、令和6年度の2か年の継続費とするもので、内原駅北側における自由通路を整備する工事となっております。年割額につきましては、令和5年度3億450万円、令和6年度3億450万円となっております。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、4項都市計画費中、中大野中河内線橋りょう上部製作事業（2期）について、上田課長、お願いいたします。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** 同じページでございます。上から3番目です。

中大野中河内線橋りょう上部製作事業（2期）につきましては、工事期間が長期になることから、令和5年度から令和8年度の4か年の継続費とするもので、JR常磐線の上を高架するための橋りょう上部製作（下り線）を行う事業でございます。

年割額につきましては、令和5年度2億3,000万円、令和6年度2億2,000万円、令和7年度と令和8年度に1億円ずつ、合計6億5,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、執行部から説明をお願いいたします。

小田切市街地整備課長。

○**小田切市街地整備課長** よろしくをお願いいたします。

議案書①のほうを恐れ入りますが、御用意願います。

議案書①の121ページでございます。

市議会議案第23号 令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算でございます。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ2億400万円とするものでございます。

詳細につきましては、議案書②の予算に関する説明書で御説明いたします。

議案書②の332、333ページをお開きください。

歳入でございます。

1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費国庫補助金は、区画整理事業の測量に対する国の補助金でございます。

2 款財産収入，1 項財産売払収入，1 目不動産売払収入は，保留地売払収入でございます。

3 款繰入金，1 項1 目一般会計繰入金は，一般会計からの繰入れでございます。

4 款1 項1 目繰越金は，前年度剰余繰越金でございます。

5 款諸収入，1 項1 目市預金利子は，科目設定でございます。

次に，3 3 4 ページ，3 3 5 ページをお開きください。

2 項1 目雑入は，違約金の科目設定でございます。

次に，3 3 6 ページ，3 3 7 ページをお開きください。

歳出でございます。

1 款1 項1 目東前第二土地区画整理事業費を1 億8,100 万円とするもので，前年度比23.9%の減でございます。

主なものといたしましては，区画整理の工事請負費や家屋の補償などでございます。

2 款1 項公債費，1 目元金は，これまでに借入れをしました地方債に関わる償還金の元金でございます。

2 目利子は，地方債に関わる利子でございます。

次に，3 3 8，3 3 9 ページをお開き願います。

3 款1 項1 目予備費でございます。

次に，3 4 0，3 4 1 ページをお開きください。

地方債の調書でございます。

令和4 年度末現在高見込額は2 億6,325 万7,000 円であり，令和5 年度中の元金償還見込額2,200 万3,000 円を差し引きますと，令和5 年度末現在高見込額は2 億4,125 万4,000 円でございます。

以上でございます。

**○綿引委員長** 次に，議案第29号 令和5 年度水戸市水道事業会計予算について，執行部から説明をお願いいたします。

関谷水道部長。

**○関谷水道部長（水道総務課長事務取扱）** 市議会議案第29号 令和5 年度水戸市水道事業会計予算につきましては，さきの議案説明会におきまして，議案書①により御説明をさせていただいておりますので，詳細を別冊議案書④令和5 年度公営企業会計予算に関する説明書並びに明細書により御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが，別冊議案書④説明書並びに明細書の1 ページをお開き願います。

初めに，経常的な営業活動に伴う収益的収入及び支出のうち，収入について御説明いたします。

主なものといたしまして，1 款水道事業収益，1 項営業収益，1 目給水収益につきましては，水道料金5 6 億9 4 6 万3,000 円を計上しております。前年度比2.6%の増でございます。

2 目受託工事収益は，他事業工事などに伴う給水及び配水工事収益でございます。

3 目その他の営業収益は，新設件数に伴う加入金等につきましては，4 億6,372 万円を計上しております。前年度比7.2%の増でございます。

2項営業外収益のうち、2目一般会計補助金につきましては、職員に係る児童手当に要する経費に対する一般会計からの補助金でございます。

3目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金等により取得いたしました資産の減価償却費相当分を計上しております。

ページを返していただきまして、2ページの支出を御覧願います。

1款水道事業費、1項営業費用につきましては、浄水配水施設の維持管理や水道料金徴収に要する経費等としまして、60億2,820万6,000円を計上し、前年度比9.5%の増でございます。

2項営業外費用につきましては、主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費に2億1,984万4,000円を計上し、前年度比7.2%の減でございます。

次に、3項特別損失につきましては、過年度損益修正損等を計上しており、続く4項は予備費でございます。

続きまして、3ページの投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

1款資本的収入、1項企業債につきましては、配水管の整備及び浄水施設の更新事業に要する財源として起債をするもので、19億4,330万円を計上し、前年度比2.9%の減でございます。

2項一般会計出資金につきましては、災害安全対策事業として、水道施設の耐震化等に要する経費を一般会計から繰り入れるもので1,450万円を計上し、前年度比80.4%の減でございます。

減の主な理由といたしましては、耐震型循環式飲料水貯水槽の整備が令和4年度で完了することに伴うためでございます。

3項国庫補助金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金として、耐震化事業や老朽管更新事業に係る補助金6,931万7,000円を計上し、前年度比18.7%の増でございます。

4項一般会計負担金及び5項一般会計補助金につきましては、消火栓の設置に係る経費等を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、6項工事負担金につきましては、他事業工事に伴う配水管移設工事等負担金でございまして、続く7項固定資産売却代金につきましては、車両の売払代金でございます。

恐れ入りますが、ページを返していただきまして、4ページでございます。

4ページの支出を御覧願います。

1款資本的支出、1項建設改良費につきましては、老朽管の更新を含む配水管の整備及び浄水施設の耐震化や老朽化設備の更新等に要する経費として、33億7,930万8,000円を計上しており、前年度比7.1%の増でございます。

2項企業債償還金につきましては、企業債の元金償還として、15億2,421万9,000円を計上しており、前年度比2.9%の減でございます。続く3項につきましては予備費でございます。

続きまして、5ページにつきましては、令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書として、1の業務活動から3の財務活動によるキャッシュ・フローをそれぞれ示しておりますので、後ほどお目通しくださいますようお願いいたします。

ページを返していただきまして、6ページから17ページにかけましては、給与費明細書となります。水

道事業会計に係る職員等の給料及び手当等の内訳を示すものでございます。

恐れ入ります。ページがさらに飛びまして、18ページ、19ページをお開き願います。

18ページ、19ページにつきましては、継続費に関する調書でございます。

工事期間が長期にわたる開江浄水場薬品注入施設取替工事を含む4つの工事につきまして、2か年または3か年にわたる継続費の総額及び年割額をそれぞれ示してございます。

さらに、恐れ入ります。ページを返していただきまして、20ページから25ページにつきましては、令和4年度の予定損益計算書及び貸借対照表を、続きまして、26ページから31ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び貸借対照表をそれぞれお示ししてございます。内容につきましては、恐れ入りますが、お目通しくささいますようお願いいたします。

説明につきましては、以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算について、執行部から御説明をお願いいたします。

鬼澤参事兼下水道管理課長。

○**鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長** 続きまして、同じく議案書④の69ページを御覧願います。

市議会議案第30号 令和5年度水戸市下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

まず初めに、令和5年4月1日の農業集落排水事業への地方公営企業法の全部適用に伴いまして、令和5年度から農業集落排水事業の予算が下水道事業会計に統合されます。このため、令和5年度の下水道事業会計予算は、前年度に比べまして、全体として増額となっております。

まず、日常的な経営活動を表す収益的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

主なものといたしまして、1款1項1目の下水道使用料につきましては、37億4,010万円を計上しており、前年度比3.9%の増でございます。

内訳としまして、ここに記載はしてございませんが、下水道使用料が36億2,010万円、農業集落排水処理施設使用料が1億2,000万円でございます。

2目一般会計負担金は、一般会計が負担する雨水処理に要する経費に対する基準内の負担金でございます。

2項営業外収益のうち2目一般会計負担金につきましては、一般会計からの基準内の負担金であり、3目一般会計補助金は、一般会計からの基準外の補助金になります。

4目長期前受金戻入は、国庫補助金等における減価償却費相当分を計上しております。

ページを返していただきまして、70ページを御覧願います。

収益的収入及び支出のうち、支出について御説明いたします。

1款下水道事業費、1項営業費用につきましては、管きょやポンプ場、処理場などの下水道事業を運営するための維持管理経費や減価償却費で82億6,932万円を計上し、前年度比10.0%の増でございます。

2項の営業外費用につきましては、主なものといたしまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費が9億9,585万6,000円であり、前年度比4.2%の減でございます。

3項は特別損失、4項は予備費になります。

続きまして、71ページを御覧願います。

投資的経費である資本的収入及び支出のうち、収入について御説明いたします。

1 款 1 項 企業債につきまは、建設改良のための財源である下水道事業債で 3 1 億 1, 8 5 0 万円を計上し、前年度比 1 0. 1 % の増でございます。

2 項 一般会計出資金につきまは、一般会計からの基準外の出資金で企業債の償還等に充てるものでございます。

3 項 国庫補助金につきまは、建設改良に対する国からの補助金であり、1 4 億 7, 6 5 0 万円を計上しております。

4 項 県補助金につきまは、企業債の償還に対する県からの補助金であり、3 9 5 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

5 項 3 目 一般会計負担金につきまは、一般会計からの基準内の負担金でございます。

ページを返していただきまして、7 2 ページの支出を御覧願います。

1 款 1 項 建設改良費につきまは、管きょ整備やポンプ場、処理場の設備改築に要する予算として、4 6 億 1, 6 2 9 万 9, 0 0 0 円を計上しており、前年度比 1 6. 1 % の増となります。

3 項の企業債償還金は、下水道事業債の元金償還として、5 8 億 9, 4 7 7 万 7, 0 0 0 円を計上しており、前年度比 2. 7 % の増でございます。

4 項は予備費となります。

次に、7 3 ページの予定キャッシュ・フロー計算書につきまは、1 の業務活動、2 の投資活動、3 の財務活動によるキャッシュ・フローをそれぞれ示しておりますので、お目通しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、7 4 ページから 8 5 ページにつきまは、給与費明細書になります。下水道事業会計に係る職員の給料及び手当等の内訳を示すものでございます。

さらにページを返していただきまして、8 6, 8 7 ページは、継続費に関する調書であり、工事期間が長期間にわたる水戸市浄化センター汚泥脱水機等改築事業と遠方監視・水戸市浄化センター第 2 沈砂池等改築事業について、継続費の総額と 2 か年にわたるそれぞれの年割額を示しております。

続きまして、8 8, 8 9 ページは、債務負担行為に関する調書であり、那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業に関して、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間の債務負担行為を示したものでございます。

さらにページを返していただきまして、9 0 ページから 9 5 ページにわたりまは、令和 4 年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を、さらにその先、9 6 ページから 1 0 1 ページは、令和 5 年度の予定開始貸借対照表を、その後、1 0 2 ページから 1 0 7 ページは、令和 5 年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表をそれぞれ示してございます。内容につきまは、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第 3 3 号 令和 4 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 1 号）中第 2 表継続費補正中第 8 款（土木費）について、執行部から説明をお願いいたします。

上田課長。

○**上田建設部技監兼建設計画課長** それでは、議案書⑥の令和 5 年第 1 回水戸市議会定例会議案の追加を御用意願います。

議案書⑥の8ページをお開き願います。

下段の表2の変更の上から3番目、8款土木費、2項道路橋りょう費の泉町1丁目国道50号上空通路整備事業費につきましては、さきの特別委員会において説明いたしましたとおり、上空通路の橋架設工事について令和5年度まで延長するとともに、年割額についても、令和5年度に3,600万円を増額し、総額3億6,500万円にするものでございます。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、執行部から説明をお願いいたします。

久木崎課長。

○**久木崎集落排水課長** 続きまして、同じく議案書⑥の23ページを御覧願います。

市議会議案第37号 令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

地方債の変更につきましては、ページを返していただきまして、24ページの別表、地方債補正の中の利率の欄におきまして、市場金利の状況を踏まえ、利率の上限を現行の1.0%から3.0%以内に変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）について、執行部から御説明をお願いいたします。

小田切市街地整備課長。

○**小田切市街地整備課長** 続きまして、追加議案書⑥の25ページをお開き願います。

市議会議案第38号 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条で、繰越明許費を定めるものでございます。詳細につきましては、議案書⑦の令和4年度補正予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書⑦の54ページ、55ページをお開き願います。

繰越明許費につきまして、1款1項1目東前第二土地区画整理事業費につきましては、地権者及び関係機関との協議に日時を要したため、1億500万円を繰越しするものでございます。

以上でございます。

○**綿引委員長** 次に、議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明をお願いいたします。

関谷部長。

○**関谷水道部長（水道総務課長事務取扱）** 議案書⑥の29ページをお開き願います。

市議会議案第40号 令和4年度水戸市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、水道事業会計予算の第6条の企業債に定める事項のうち利率の上限について、現行の1.0%から3.0%以内に変更を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 次に、議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）について、御説明をお願いいたします。

鬼澤課長。

○鬼澤下水道部参事兼下水道管理課長 市議会議案第41号 令和4年度水戸市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、同じく議案書⑥で御説明申し上げます。

議案書⑥の31ページを御覧願います。

企業債の変更についてございまして、表の中の利率の欄におきまして、市場金利の状況を踏まえて利率の上限を現行の1.0%から3.0%以内に引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。

○綿引委員長 以上で、提出議案についての説明は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開会したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、本日の建設企業委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 0分 散会